

消費者法の現状を検証し将来の在り方を考える
有識者懇談会

第 15 回 議事録

消費者庁消費者制度課

第15回 「消費者法の現状を検証し将来の在り方を考える有識者懇談会」

1. 日 時：令和5年6月30日（金）11:00～13:00

2. 場 所：中央合同庁舎第4号館12階共用1208特別会議室

3. 議 題

- ・これまでの議論の整理
- ・意見交換

4. 出席者

河野内閣府特命担当大臣

(構成員)

大屋雄裕構成員、沖野眞巳構成員（司会）、小塚莊一郎構成員
室岡健志構成員、山本龍彦構成員

(事務局)

片岡総括審議官、植田審議官、黒木消費者制度課長、ほか

○事務局

それでは、定刻になりましたので、第15回消費者法の現状を検証し将来の在り方を考える有識者懇談会を開催いたします。ご参加の皆様におかれましてはお忙しいなかありがとうございます。本日は、大屋先生、沖野先生、小塚先生、山本先生がご対面で、室岡先生がオンラインでのご参加をいただいております。山本先生は後のご用務のために12時30分頃までのご出席ということで伺っております。それではまず初めに河野大臣からご挨拶をいただきたいと思います。大臣よろしくお願ひいたします。

○河野内閣府特命担当大臣

はい、おはようございます。消費者および食品安全を担当しております河野太郎でございます。委員の皆様には、昨年の8月からこの懇談会で大変熱心にご議論をいただきしております誠にありがとうございます。消費者法全体を本質的に、また抜本的にどうするんだ、そういう議論に熱心に取り組んでいただいておりまして、改めて御礼を申し上げたいと思います。振り返りますと、私初めて衆議院に当選したのが96年でございますが、97年から遺伝子組換え食品の議論がありました。表示をどうするという議論がございまして、当時衆議院の消費者問題特別委員会の理事をやられていた岸田文雄現総理にお願いをして消費者特委で小委員会を作っていた。そこから岸田総理と、割と自民党の中で二人三脚で消費者問題を担当しまして、消費者基本法、これ議員立法ですが、岸田さんと私で自民党代表でいろいろ議論をして参りました。もうそこから20年が経っておりますんで、もういろんな状況が変わり、パラダイムシフトというのも必要になってくるのかなというふうに思っています。世の中の高齢化あるいはデジタル化というのがかなり急速に進みましたし、成人年齢18歳への引き下げというのもございました。そういう中で昔から、消費者は情報をしっかりと提供すれば合理的に行動してください、大体平均的な消費者像に沿って、というような形でありましたが、本当に情報を出せば皆さん合理的に行動していただけるのかなという、何となく心の奥底には思っておりましたが、やっぱりどうもそうでもないよね、っていうところも明らかになってまいりましたので、この消費者法全体をどうするのか、消費者法制度をどうするのかというのを、公法と私法両方のアプローチもあると思いますし、もうAIが入ってくるような時代ですからデジタル化というのが、消費者の取引環境を大きく変えてきていると言つてもいいんだろうと思います。そういう意味で新しい技術の活用も含めた、そういう観点から新しいシェアを取り入れて、具体的な消費者法全体の検討を進めていただくという必要性があるんだろうというふうに思っております。これまでいろいろヒアリングを重ねてきていただき、いろいろと委員の皆様の間でも熱心なご議論をいただいたというふうに伺っております。本当にこれまでのご努力に感謝を申し上げまして、この消費者法全体を我が国として今後どうしたらいいのか、ぜひその基礎を作り上げていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

○事務局

河野大臣ありがとうございました。河野大臣は公務によりこれにてご退席となります。ありがとうございました。

○河野大臣

どうぞよろしくお願ひいたします。

○事務局

カメラの撮影は終了とさせていただきます。恐れ入りますがマスコミの方はご退室をお願いいたします。続きまして資料の確認をさせていただきます。資料1は、消費者法の現状を検証し将来の在り方を考える有識者懇談会における議論の整理（案）をご用意しております。また資料2は、同じく有識者懇談会の参考資料の（案）ということでご用意をしております。参考資料1・2は、前回までと同じものですけれども有識者懇談会のテーマとそれからヒアリングの一覧をお付けしております。それでは以降の進行と本日の司会を沖野先生にお願いしたいと思いますのよろしくお願ひします。

○沖野眞巳構成員

ありがとうございます。それでは本日司会を務めさせていただきます沖野でございます。どうかよろしくお願ひいたします。それでは議事に入りたいと存じます。

本日はですねこれまでの議論を整理したものについて、最終的な取りまとめの意見交換を行ってまいりたいと思います。そこでまず初めに事務局から資料の説明をお願いいたします。

○事務局

ありがとうございます。簡単にございますけれど、第11回2月から第14回6月にかけて、1回から10回までのヒアリングの中での議論を踏まえて有識者懇談会のアウトプットをどのようにしていくのかのご議論をしていただいておりました、その内容を文章にまとめさせていただいた案が資料1ということでございます。大きくは4項目にわかれています。1が消費者法で何を実現するか、2が消費者法の対象主体とその考え方、3が消費者法に何が必要か、それから4については消費者法の再編・拡充にあたって、という形でご用意をさせていただいております。それから資料2の方でございますけれども、資料2は、11回の時に、1回から10回までのヒアリングの内容について、なるべくいろんなご指摘があったことをもれなくということで、短冊にして貼った資料をお作りをしておりました。それを元に、先ほどの資料1の11回から14回までのご議論の内容に合わせてその短冊を整理し直して、関連性が深いようなご議論がされていたのは、1回から10回のうちでどこなのかということの目安にしていただけるようにということでご用意しております。なお資料2の最初のページの上の方に注を置いておりますけれども、一応場所がわかりやすいようにということで、例えば第1回の議事録の13ページ参照というような形で書いておりますけれども、必ずしも当時のその部分のご発言者の内容をそのまま抜き書きしているわけではなくて、要約したり、あるいは資料に書いてある通り、みたいに言ってらっしゃるところは資料の中から補充をしたりというようなことをしておりますので、あくまでもご参考というか、インデントみたいにご活用いただくことを想定しております。詳しい内容をお知りになりたいということがあればそれぞれの回の資料なり、議事録そのものにあたっていただくことを想定した資料でございます。私から以上となります。

○沖野眞巳構成員

ありがとうございました。それではこれより資料1を中心に意見交換を行っていきたいと思います。資料2につきましてもこの場で意見交換が必要であればお願ひしたいと思います。資料1は、4つのパートにわかれています。第4をどこに置くかは前回異なる位置づけもあったのですが改めてそれはその部分で、もう一度ご相談させていただきたいと思います。この目次に沿う形で項目ごとに進めていきたいと思います。まず、「1 消費者法で何を実現するか」、「(1) 消費者法の目的」と「(2) 消費者法の役割」がございますけれども、まとめての対象としたいと思います。大きな項目1につきまして、ご発言がありましたらお願ひをしたいと思います。小塚先生お願ひします。

○小塚莊一郎構成員

はい、小塚です。最初に確認をしておきたいのですが、今日どれくらいこの原案を議論していいのだろうかということで、一方では細かな表現ぶりの問題などもあります。それをここでやるべきかという問題がありますし、他方で今日一応取りまとめを目指しているとすると、今から全てをひっくり返すような発言をしない方がよいと思いますので、それで今日どういう点をどのレベルで議論したらよいかというのをまず確認させていただきますでしょうか。

○沖野眞巳構成員

はい、ありがとうございます。事務局からこの点について何かございますか。

○事務局

はい。例えばちょっとしたミスや点が抜けているというようなことについてまでここでご議論をいただく必要はないかと思いますので、お気づきの点がありましたら追ってでも事務方にお知らせいただければと思いますが、やはり内容に渡るような、表現ぶりも含めまして、そのような表現でご議論が正確に反映されているのか、ということについてはできるだけこちらでご議論いただければと思います。内容が抜本的にひっくり返るというのはまたちょっと想定はしていないところですが、もし必要であればご意見をいただければと思います。

○沖野眞巳構成員

ありがとうございます。小さな表現でも今回「や」か「の」かというのも伺つたりしているんですが、2つの概念の整理の仕方としてどうかということに関わるようなものは大変細かいところでありますけれども、ここで整理をしておきたいと思います。ですので表現というのも、句読点がというのも、ここに点を打つことによって概念の捉え方が変わってくるとかいうこともありますので、なるべくやはり出していただければとは思っております。ただ時間が限られていることもございますので、そういうことには関わらないだろうというのであれば、誤記とかですね、そういうものであれば後ほどメールなりでご指摘をいただければ十分かと思います。それからこれまでの議論を覆すような指摘をしていいかということについては、取りまとめの中に入れられるかという問題はあるんですけども、ただ、この会議 자체がこれから消費者法の在り方のために、そのための基本というか土台を用意するというもので、何か具体的にこうあらなければならないということよりは、これから検討のためのスタートになりますので、そこで大きく見落とすようなことがあるのはあまり望ましくないと思っておりますので、今回初めての指摘だけれども

とかこれまでの点からは大きく異なるところもあるんだけれどもということも、あげてはいただきまして、それをこの報告にどう取り入れるかは、それは御指摘としてはいただいて議事録には留めてという形になるかもしれません。内容次第かと思いますので、ただ今更ねということはあまり気にしないで、ただ時間が限られているということも念頭に置いていただくと良いかと思います。そういうぐらいでよろしいですか。

○小塚莊一郎構成員

ありがとうございます。

○沖野眞巳構成員

はい、ありがとうございます。それでは改めまして、大括りですけれども、1の消費者法で何を実現するか、（1）（2）につきましてこの範囲で、いかがでしょうか。小塚先生お願いします。

○小塚莊一郎構成員

ありがとうございます。別にそんなに新しいことを申し上げようとしているつもりではありませんので。

○沖野眞巳構成員

すみません。室岡先生、挙手に気付かず失礼しました。まず今の小塚先生のご意見について室岡先生。

○室岡健志構成員

すみません、関連したところで質問がありまして、数日前にいくつか表現を変えた方がいいと思ったところを事務局の方にシェアしました。私の個人的な感覚としては、一番最後の点を除いてはおそらく議論するまでのない細かい修正の範囲内かもと感じておりますが、どこの部分を取り上げるかの判断は沖野座長にすべてご一任いたします。ありがとうございます。

○沖野眞巳構成員

はい、ありがとうございます。室岡先生からの修正提案を手元にいただいておりますのでそれを適宜参考しながらやりたいとは思いますが、ここはやはりぜひとうところはまさにぜひお願いしたいと思います。では、小塚先生お願いします。

○小塚莊一郎構成員

そんなに新しいことを申し上げるつもりはありませんのであらかじめご安心ください。この1に関しては2つのことを申し上げておきたいと思います。1つは1の冒頭（1）①で消費者法の規制根拠自体を変えていかなければいけないということを言っていて、これが報告書の核心であるわけですが、その背景が、ここを読んでも明確に出ていない気がするんですね。例えば（1）③の末尾2ページ目にいつてしまうのですけれども、デジタルエコノミーの急速な拡大という話が出ていますが、これはむしろ消費者法をとらえ直していく背景なのではないだろうか。これを、「また」と言って付け加える話ではなくて、①の方にはっきり持ってきた方がよい

のではないかという印象を受けたということです。それが第1点です。それから第2点は②のところの消費者の幸福で、ここでもいろいろ議論をして、議論した我々はよく覚えているのですが、卒然とこれを読んだときにわかりやすくなっているだろうかと。例えば、「消費者にとっての安全の在り方を外部から決め付ける」とはどういうことなのだ、とかですね。それからその、共同体という言葉が突然出てくるのですけれども、消費者が生活する社会共同体、という意味だと思いますが、いきなり共同体と出てきても多分読者はついてこられないのではないかと思いますので、この②のところはもう少し全体に言葉を補った方が良いという印象を持っております。以上です。

○沖野眞巳構成員

はい、ありがとうございます。まずは一通り1についてご指摘があればお伺いをしまして、その上で重なる部分もあるかと思いますので、さらにご意見をいただければと思います。その他の点につきまして、いかがでしょうか。さしあたりはよろしいでしょうか。そうすると、小塚先生からご指摘いただいた点、それから室岡先生からいくつかの表現のところをいただいております。1つだけ念のためお伺いしたいと思いますけれども、後ほど申し上げたいと思います。1つはこの問題意識の背景について書き込む必要はないかと。そういう中の1つとしてデジタルエコノミーの進展というのを受けてそれをどうするのかという問題が一番の大もとにはあると。ただ、今までの消費者法のその改正などの展開は、一方で高齢化等の問題、それから国際化の問題、もう1つは技術の進展の問題と、おそらくこの3つぐらいが契機となって、消費者法の在り方が改めて問われている。その中での消費者契約法の改正ですかあるいは特商法等々の改正もされてきたけれども、しかし十分に対応できるようにはなっていなくて、より根本的な議論が必要だというものが、多分この全体を取り巻くものだと思いますので、そこ自体は前提とはなっておるのですけれども、さらに書き込むかということですね。もう1つ、今の点についてですが、①に消費者法のメルクマールという中で、例えば一番最後の①の末尾3行のところに、加えて今後これこれの概念が一層希薄化し、その後ですかね、AIの進展によって新たな脆弱性が想起されるなどを念頭にこうこうというような、そのAIの進展ですか、そういう背景になっているわけですから、その背景の話をもう少し書くのかどうか、ということですが。前文のようなイメージにも思うのですけれども、

○小塚莊一郎構成員

私も先生と同じような印象を持っていて、要するに3行目に、「これでは不十分になっていると考えられる」と書いているのですが、なぜ不十分になったのかというのを、これをいきなり見せられた読者はわからないのではないかという疑問なのですね。ですからやはりおっしゃるように前文があった方がいいと感じます。

○沖野眞巳構成員

わかりました。それはこの報告、この会議に至る経緯というか考え方とかそういうものを少し示すという形ですかね。

○小塚莊一郎構成員

うん。

○沖野眞巳構成員

そこは、むしろ①の前に持ってきた方がいいのかもしれません。この会議の、こういうことで報告書を取りまとめたとか、一種端書きというか前文というか、という形のものかと思います。そういうものと考えさせていただくとして、それは文案を改めてお示しするような形でお願いしたいと思います。それからもう1つですね、ご指摘いただいたデジタルエコノミーの点については、③のところ、(1)の③ですけれども、2つの段落にわかれています、健全な取引の促進やそのような取引社会というのを実現していく必要があるんだということと、それからそのエコシステムと言つていただいた話を、消費者の責任ある参加と選択によって実現していくという意味で、これから目指すべき健全で自立的な取引社会ということを2つの側面から言つていているということですので、2ページの最初のところは、ここには一応残した上で、先ほどののような背景を書き込むということでいかがでしょうか。それが1つでもう1つは、(1)の②の消費者の幸福という点で、ここがこれまでの議論を見てくださった方にはわかるんだけれども、それを一旦置いてここだけ読むと、いささか唐突感がある表現が少なからずあるということですね。具体的には、共同体ということと、それから安全の話、さらには主観、客観という使い方、ここは確かにですね見る人によって何を想定したらいいのか、例えば主観的価値、客観的価値、というと、何か価値自体の消費者個人にとっての価値と、もう少し集団的だとか社会とか何かそういうふうにも見えるのですけれども、それとは違う枠組みできつっているので、この②のところは、もう少し言葉を足すなり表現を変えるなりしてできればよりわかりやすいものになるのではないかと思っております。まず共同体自体については、消費者が生活する社会共同体でいいですかね、それを出していただくと非常にわかりやすくなるんじゃないかなと。ここは小塚先生がご提案くださった内容を加えるのがよろしいのではないかと思いました。もう1つは、まず消費者の幸福として捉えるということも、もう1つあるかと思いますが、一方で憲法の幸福追求権などもございますので、幸福という捉え方自体はおそらく一般的に考えられてよろしいのかと思いますけれども。そこからですね、この②、1ページの②の段落の、このような幸福を実現するためにはという4行目ですね。単に消費者の自由で自律的に選択できるという、ここは自立と選択とおそらくそれに伴う責任という話が出るかと思いますが、という主観的価値を実現するだけではなく、消費者にとって苦痛がない安全な状態という、このペインという話があったかと思うのですが、これが何か肉体的なペインだとか、経済的なペインだとかいうことになるとそれが安全な状態というのは、それを確保するという客観的価値というのが、どういう状態を消費者に作り出すかというそちらに力点をおく。それと、自分で選択するというところに力点をおくという二つだと思うんですけれども。苦痛がない安全な状態というのは、人によってイメージするものがいろいろ出てくるのかなという感じがしていまして、このあと安全ということでか安全にフォーカスした形で出てくるところがいくつかあったかと思いますけれども。必要がある、すなわち、選択のみだけでは安全は確保できないけれども、外部から在り方を決めつけることの問題性が多いと。安全という表現がいいのかも少し気になるところですが、この部分がもう少しこいつ説明ができたらいいと思うのですが。

○大屋雄裕構成員

「安全」にしているので、これはある種特殊な使い方ですよっていうシグナルですけど、ただ苦痛がないってことだけではなくて、苦痛なく利益が享受できているっていうところは、多分重要なことです。だから単にマイナスがないだけじゃなくて、プラスがあると。だから、ここを伝統的リベラリズムだとそれは本人に任せるとか自由を与えておけばできるだろうと思ったんだけど、そうじゃないから、マイナスがないこととプラスがあることの両方を社会がケアしないといけないよねって話になっているんだけど、特にマイナスがないことは割と普遍的に措定できるんですけど、何がプラスかっていうのを決めつけることには非常に問題が大きいっていう話は次の外部から決めつける部分に問題があるって話に繋がっていくんですね。

○沖野眞巳構成員

はい、ありがとうございます。今のご説明でだいぶわかりやすくなったように思いますが、そうしますと表現としましては苦痛がないよう。

○大屋雄裕構成員

苦痛なく利益が享受できる、みたいな話をして、利便性でもいいでしょう。

○沖野眞巳構成員

利便性が享受できる安全な状態と。そうすると実はその安全の中に苦痛はないということと利便性の享受というのがあるのだけれども、その状態を外から決めつけ押し付けができるのかという形になるので、そこで今のような説明で、もう少し理解はしやすくなるかと思いますが、この部分は特に室岡先生からご指摘いただいた点ですので室岡先生お願いします。この部分は、今のような修文でも大丈夫でしょうか。

○室岡健志構成員

大屋先生の修正の方向に私も同意します。一点、苦痛がないとだけ言ってしまうと、苦痛が完全にないのは不可能だと思います。これは聖人君子のように生きていっても無理ではないかと個人的に思っております。おそらく、苦痛がないというのは不公正な被害を被ることがないというような意味での苦痛がないという、ちょっとこれはより正確な言い回しがあるとは思いますが、苦痛といったものに経済的な苦痛や身体的な苦痛その他精神的な苦痛などいろいろ入ると思いますが、その中で特に消費者法としてカバーすべきは、たぶん不公正なものに対しては是正すべきという形になるかと思います。何らかの形でどういった苦痛を具体的に考えているのかは加筆した方が良いかなと思いました。

○沖野眞巳構成員

ありがとうございます。

○室岡健志構成員

それに加えて加筆をお願いした部分ですが、一番最後の一文で共同体を、本人の自由・自立的な選択を支えるというところに促進するというのを加筆することを提案しました。意図としましては、自由・自立的な選択はそもそも 100% できている

ものではなくて、例えばベストの状況でも例えば 80%しかできていない。この元々が不完全、元々例えば外的な不公正が一切なかつたとしても 100%じゃないことを前提とした上で、それをさらに促進するという言葉を入れた方がいいのではと思い加筆しました。ただ大きな点ではないので、フロアの皆様にご一任いたします。

○沖野眞己構成員

ありがとうございます。1つ目の苦痛の点につきましては、二面のことを言っていただいたかと思います。1つは苦痛の内容ということについて具体化するかということで、必ずしも明確ではないのかかもしれませんけれども、室岡先生からは、身体、経済、それから精神的な苦痛といろいろなタイプのものがあることをご指摘いただいたという点と、もう1つは苦痛がないというのはおよそマイナスがないということではなくて、一定のマイナスの引き受けのようなものはあるかもしれないけれども、それが不公正な程度になってはいけないという、あるいは公正・不公正の軸から判断される苦痛がない、あるいは苦痛なくという状態であるというその2つをご指摘いただいたのかと思います。そういうことがわかるように書き込んでどうかというご指摘だったと思うんですが、そういう理解で合っておりますか。室岡先生、大丈夫でしょうか。

○室岡健志構成員

はい、特に後者の方は、苦痛がないと言ってしまうとおそらく自然言語ではかなりどうとでも取れる形になってしまふので、不公正という言葉がちょっと適切かどうか定かではありませんが、消費者法として保護すべき苦痛が起きていないということを明らかにした方がいいかなと個人的には思いました。

○沖野眞己構成員

ありがとうございます。不公正なのかあるいは不合理なのか、ある程度評価的な話が入ってくるし、利便についてもどこまでかとか、そもそも言えば安全というのがどのレベルで確保されるのかというような幅の話は常に出てくるようにも思われるのですけれども。例えば消費者にとって不合理、不公正な、そうですね、全く苦痛がないというようなことを想定しているわけではないというのはその通りだと思うんですけども。

○大屋雄裕構成員

文章的にあんまり重くしてもしょうがないところがあると思っていて、かつ日常言語的には苦痛がないって言ったときにそれがゼロであるっていうことが約束されているのは普通読まないんだと思うんです。まあそういう趣旨であるということを確認しとけばいいんじゃないかなという感じがしますけども。

○沖野眞己構成員

ありがとうございます。内容的には異論がないのですが、表現にどこまで正面から表すかというのが難しいかなと思います。いろいろなところで少し幅があるような概念を使っているときは、そこに常に不合理でないとか不公正でないとかいうものが全て出てくる。利便かについても、不当な利便を得させることはないわけなので、全体にそれがかかるてくる。それぞれの箇所全部ではなく、ここは特に強調し

た方がいいということだと思うんですけれども、掛け方が難しいかなと。それからここは安全な状態ということで、どういうものを想定しているかについてマイナスとプラスということがわかれば、さしあたりはいいのかなというふうに思われまして、安全の確保と状態の確保というときに、どのレベルが消費者法から見て、達成すべきレベルであるのかというところに、幅感というか、それをかけていくという話かなと思います。今の点は議事録には残すのでそこを見ればわかるということで、表現はさしあたり大屋先生が訂正してくださった内容でどうかと思いますけれども。室岡先生そういう理解でいかがでしょうか。

○室岡健志構成員

ありがとうございます。

○沖野眞巳構成員

ありがとうございます。もう1つご指摘いただいた点で共同体との関係について②の1段落目の下から2行目ですね。「共同体を、本人の自由・自立的な選択を支え、促進するというふうに、「支える・促進する」か、「支えて、促進するか」という、促進ということを特に入れてはどうかというのはこれは結構なことではないかと思いますのでそのような修文をお願いできればと思います。それでは、よろしいでしょうか。それでさらにですね、室岡先生から修文のご提案をいただいていまして、1つは、ご紹介も含めて申し上げたいと思いませんけれども。めくっていただきて2ページの（2）消費者法の役割という中の①につきまして、消費者の脆弱性の利用に対する規制というところで、①の下から4行目、消費者の脆弱性が「攻撃される」状況というのに対して、脆弱性が「利用されてしまう」状況という方がよろしいのではないかというご指摘をいただいている。攻撃というよりはまさにそれを利用するっていうことですから、ここも室岡先生がお示しくださった形で修文をさせていただきたいと思います。もう1つが②のところですけれども、消費者のエンパワーメントによる格差是正と脆弱性対策というのがございます。その脆弱性対策の方につきまして、同じ段落下から3行目、消費者の脆弱性への対策としてAIエージェント等の技術が有用だということに対して、「消費者の脆弱性を補う方法のひとつとして有益」であると。だから対策を、脆弱性をむしろ補充していく。そこを補っていく、しかもその1つとして有用であるということを書いてはどうかというご指摘だと思います。ここもそのような形で修文させていただくというのでよろしいでしょうか。そうしますとちょっと細かいことですが、表題がですね、消費者のエンパワーメントによる格差是正と脆弱性対策になっているのですが、脆弱性補充っていうのはちょっと。

○大屋雄裕構成員

そうするなら補完ですか、脆弱性の補完。

○沖野眞巳構成員

どうですか、ここはもう対策でいいかなとも思いますが。

○大屋雄裕構成員

というのもありだと思います。

○沖野眞巳構成員

対策を維持でいいかもしませんね。

○小塚莊一郎構成員

脆弱性を補うことが対策なのではないですかね。

○沖野眞巳構成員

そうですね、ありがとうございます。見出しあはそのままで。すいません、室岡先生のご指摘で確認させていただきたいと考えたのはそのお話でしたので、それでは1については一旦これでということにしまして。さっきの1字の違いの問題なんですが、1の（1）に戻っていただきまして、この段落の下から5行目、①ですね。

（1）①のもっとも脆弱性はとあり、自然人が持つ限定合理性等や状況的脆弱性として捉えられるものや、それから属性などによる類型的属性的脆弱性として捉えられるものというふうに3パターンがここでは出ていると思われます。限定合理性と言われるもの、それが何かという点もありますけれど、それから状況で類型・属性ということです。ところが後の方ではですね、限定合理性等の状況的脆弱性、という表現が別のところでは出てきておりまして、この3つというか出されているものの関係が、齟齬があるようになります。特に限定合理性の位置づけです。状況と、類型属性というのは対比がわかりやすいんですけども。3つの位置づけがややわかりにくいところがあり、「や」でいいのか「の」なのかという問題がありますよ、これについてどうでしょうか。

○大屋雄裕構成員

いろんな理解があると思うんですけど、自然人が持つ限定合理性ってのは、これいついかなるときも該当しているはずですよ。

○沖野眞巳構成員

能力とかですね。

○大屋雄裕構成員

そう我々の精神構造がそうだということだと思います。それに対して状況的脆弱性っていうのはやっぱり引き起こされて、その臨時的にできる。典型的には急迫した状況に追い込むみたいなことで、そのときに限って発生すると。なのでそれはやっぱり違うものなんだという風に思うんです。

○沖野眞巳構成員

ありがとうございます。あの2つと限定合理性という話と軸が同じかどうかはわからないんですが、ただ、状況的脆弱性の1つとするのはあまり適切ではないかもしれませんので、ここは「や」で維持することに。

○大屋雄裕構成員

うん、3点の並列が正しいんです。

○沖野眞巳構成員

はい、そうしたいと思いますそこはそれで確定させていただき「や」のままというふうにしまして、この3つの関係をどう考えたらいいか自体は難しいんですけども、さしあたりは一応並列で見ておくということにしたいと思います。では次に、2の項目に入らせていただきます。

○山本龍彦構成員

よろしいですかね、すいません。（2）のところなんんですけど、以前議論されたかもしれないのに、私の単なる勘違いというか、いらぬ心配かもしれないんですが、（2）の①では「規制」という言葉が使われていて、それから③では「レギュレーション」というカタカナが使われている。また別のところでは「規律」という言葉なんですね。3つ似たような言葉が使われているので、そこは整理した方がいいのかなと。「規制」は、おそらくハードローのような感じで使われているイメージが全体としてはあって、「規律」がもうちょっと緩い。ただ「レギュレーション」はちょっとわからなくなってくるので、用語を整理をした方がいいかなと。

○沖野眞巳構成員

3つ使うのはいいかもしれないけれども使うときに気をつけた方がよいということですね。

○山本龍彦構成員

意味を。

○沖野眞巳構成員

はい、そうですね。レギュレーションというのが一番広くイメージされていて、規制というと割とかたいイメージですかね。規律となると、何というか、間にあるというか規制は割と行政的なとか言いやすい感じですけども、規律になると私法的な権利義務とかいうときも規律として入ってきて、レギュレーションというともう、もっととにかく何らかの。

○大屋雄裕構成員

レッシング的には他人の行動に影響を与えて一定の方向に向かわせるのは全部レギュレーションですから。

○沖野眞巳構成員

そうですか。それは非常に広いですね。

○山本龍彦構成員

レギュレーションが一番広いという概念ですかね。

○沖野眞巳構成員

ありがとうございます。そして今のような一応の使い分けを想定した上で、それが適切に使われているかという問題があり、そうすると①の規制は狭すぎるかもしれませんですよね。「脆弱性が存在することのみをもって各種規制を導入する」、

そういう介入を行うことを役割とするのは困難であるということだけど、なのでそれを積極的にそうしようとしているんじゃなくて、厳格な意味での規制というのを導入するという介入を行うと。

○大屋雄裕構成員

まずもってですね。

○沖野眞巳構成員

まずもってですね。そこが、そうですね。だからここはまず一番コアというか、かたいところで、コーディネーションはやっぱりレギュレーションということなので、（2）の使い方は意図したかどうかという部分はありますけれども、さしあたりはこれで良いだろうということでいきたいと思います。ありがとうございます。非常に重要な点なので、ちょっと見落としもあるかもしれません、最後また改めてそれで大丈夫かはチェックをまた事務局も含めてお願いしたいと思います。それではですね次に項目の2なのですけれども、これが最初（1）消費者概念の再考ということで、ご検討いただきたいと思います。それでですね先ほどの「や」か「の」か問題っていうのが、この②のところに出てきておりまして、3ページの（1）の②のところに2段落目に、しかしながら現実にはというの、5行目ですね。大別して、誰もが有する限定合理性等の状況的脆弱性と、類型的・属性的、ここはあの二分論になって、限定合理性が状況の方に行っているんですね。だから、

○大屋雄裕構成員

ここは直した方が。

○沖野眞巳構成員

ここはでは「や」ぐらいで。

○大屋雄裕構成員

誰もが有する限定合理性に加え、状況的脆弱性と若年・高齢・貧困等のという形で3点にするというのが。

○沖野眞巳構成員

限定合理性というのが1つあって、それに付加的というのがいいかという面はあるんだけども、状況的脆弱性と類型的属性的脆弱性がさらにあるという位置づけですが、2つありますかね。ここを単純に「や」とするやり方と、限定合理性等が誰もが有しているものだという、そのような限定合理性等に加え、二分にする。もっとも状況的脆弱性というのも、状況によって追い込まれるという点では、誰もがそういうものを持っているということかもしれません。誰もが有するがどこにかかるかという問題もありますね。こちらについては細かな表現ではあるんですけども整理の問題としてどうでしょう。

○大屋雄裕構成員

どうしてもやっぱり3点説なので。

○沖野眞己構成員

そうですね、「の」はおかしいですよね。

○小塚莊一郎構成員

「の」ではないというのはそうだと思います。ただここで書きたかった元の文章は、おそらく、誰もが有するものに対する一般的な対応と、一定の属性を持った人についての限定された対応ということを書きたかったのだと思うのですよね。これは我々がどうしたいかによると思うのですが、状況的脆弱性がある場合にはおそらく対応が必要です。それから類型的な場合、属性的な場合にも対応が必要。限定合理性そのものについて対応が必要なのか、限定合理性がある人が、ある状況に陥るとそこで対応が必要になるというふうに考えるのか。そこは結構、実質の問題のような気がするのですよね。どうなのでしょうね、これは先程の話にも関連しますが、強い意味の規制という意味だとすると限定合理性自体を守るための規制は私は不要だと思うのですけれども、対応というのが、広くそれこそガバナンス的なことも含めて言うのだとすると、限定合理性自体についても対応するし、レギュレーションはあってもよいのかなという気がしますね。

○大屋雄裕構成員

やっぱり根本的には、その限定合理性の問題に対応するために表示規制をやるわけですよ。

○小塚莊一郎構成員

そうか、それはありますね。

○大屋雄裕構成員

いちばん典型的なもので。それはナッジ的なものが結構あるんですけど、そうするとやっぱり直接行為規制ではないんだけど対応しようと。やっぱりそこはレギュレーションの対象ではあるんだと思います。

○沖野眞己構成員

ありがとうございます。そうしますとこの部分は、それぞれに必要な対応というところはやっぱり必要になってくる、3つのものにそれぞれに必要だなってきますので、室岡先生、この部分についてご指摘いただくことはございますか。

○室岡健志構成員

賛成です。限定合理性自体に対する対応と、状況的脆弱性および類型的属性的脆弱性への対応ってのは、方向性としても質的にも異なると思いますので、先ほどの議論のように分けた上で書いておくことが必要ではないかなと思います。ありがとうございます。

○沖野眞己構成員

ありがとうございます。例えばこういう形ではいかがでしょうか。大別して、誰もが有する限定合理性と、単に「と」ですね。状況的脆弱性「、」若年・高齢・貧困で類型的属性的がありということで、そうすると今のようなニュアンスは出ますし、どれが中心ですかというような話にもならないので、このような形でいかがで

すか。小塚先生。

○小塚莊一郎構成員

ちょっと混乱させてしまってすみません。例えば、誰もが常に有している限定合理性、それから一定の状況のもとで生ずる状況的脆弱性、および若年・高齢・貧困等の一定の属性から導かれる類型的属性的脆弱性、ちょっとそういうふうに言葉を補いたいかなと私は感じたのですがいかがでしょうか。

○沖野眞巳構成員

並列してということですね。まず限定合理性等について、誰もが常に有すると、常にと入れて大丈夫ですかね。室岡先生からはうなずいていただいています。限定合理性の概念はここで非常に明確になりますので、誰もが常に有する限定合理性等。

○室岡健志構成員

すいませんよろしいでしょうか。

○沖野眞巳構成員

はい、室岡先生お願ひします。

○室岡健志構成員

はい、すいません。誰もが常に文章に入れること自体は良いと思いますが、ただ、誰もが常に有する限定合理性だけに限定してしまうと、経済学的には相当に意味が狭まってしまうので、誰もが常に有しうる限定合理性ではいかがでしょうか。細かい変更になってしまいますが。

○沖野眞巳構成員

はい、ちょっとニュアンスがあるかもしれませんがそれで大丈夫ですか。しる、誰もが常に有しうる。これがまず、消費者の脆弱性。

○大屋雄裕構成員

誰もが有するっていうのは限定合理性を限定する趣旨ではなくて、限定合理性というのは誰もが持っているんですよっていう趣旨ですよね。だから、その限定合理性の中で誰もが持っているものに、誰もが常に持っているものだけに対象を限定するような趣旨ではないので、そのことが明確になっていれば、先ほどの小塚先生の文章でいいんじゃないかなと思ったんだけど。

○沖野眞巳構成員

既に消費者の脆弱性にどういうものがあるかということで、消費者であれば誰もが限定合理性を持っているという、それも常に持っている。状況によるとかいうことではなくてということかと思います。具体的な状況において、具体的な場面とかにおいて問題にする必要ないとかそういうことはあるのかもしれないんすけれども。

○小塚莊一郎構成員

ではこうしましょうか。限定合理性等の誰もが常に有する脆弱性

○大屋雄裕構成員

うん、うん。

○小塚莊一郎構成員

そうすると修飾語ではなくなる。

○沖野眞巳構成員

室岡先生いかがですか。今、小塚先生から、順序を逆にしまして、限定合理性等のという形のご提案ですが。

○室岡健志構成員

ありがとうございます。今のご提案で異存ございません。

○沖野眞巳構成員

わかりました。限定合理性の部分については、表現を逆転させ、大別して、限定合理性等の誰もが有する脆弱性、それから「、」を打ちまして、一定の状況から生じる状況的脆弱性「、」ですかね。あとはいいですかね。

○室岡健志構成員

はい。ありがとうございます。異存ございません。

○沖野眞巳構成員

必要な対応を考えるべきである。ありがとうございます。それではそのほかの点、2の（1）消費者概念の再考の部分について、他にはございますでしょうか。室岡先生からは今の②のところに関しまして、1つ目②の1行目ですね、一般的・平均的・合理的消費者概念は情報等が与えられれば、適切かつ合理的な決定とあるんですが、情報や判断の機会等が与えられれば、という判断の機会を入れてはどうかと。これは全く結局多分「等」に今入っていることをもう少し明確化することですので、結構ではないかと思います。それから2つ目の段落で、しかしながら現実には限定的であって、情報等さえ与えれば機会さえ与えられれば大丈夫ということではなくて、次の、現実の消費者は情報等が与えられても、ここに「等」は繰り返さなくていいですかね。先ほど判断の機会というものは上に出ているので、与えられてもなお不合理な行動をしてしまうというところについて、不合理というのを、なお最適ではない行動をしてしまうという表現にしてはどうかというご指摘をいただいています。やや経済学的な感じもしますけれども、これは不合理というのは何かという、常に不合理ではないかとかそういうニュアンスがあるために最適ではない方がいいんじゃないかということでしょうか。室岡先生。

○室岡健志構成員

経済学の文脈からすると、ここで不合理という言葉を用いると、どういう意味か曖昧になってしまう点がございますので、こちらの方が私としてはすっきり読めると思います。ただ、ここは全く大きな意見ではないので、不合理の方が文章として

適切だと判断するのであれば、それで問題ございません。

○大屋雄裕構成員

ここはちょっと申し訳ないんだけどやっぱり不合理の方がいいと思って。つまり常に最適行動をとることは合理的だというのは、経済学的にはそうかもしれないけど多分日常用語としてはそうではない。最適ではないんだけど、許容範囲内に収まっているケースと、それを下回るケースのわかれ目としてここは想定をしていると思うので、やっぱり不合理の方がいいんじゃないかなというふうに思いました。

○沖野眞巳構成員

ありがとうございます。元々合理的か不合理かは非常に幅があって、特に経済学の観点からすると非常に曖昧過ぎるというご指摘を以前から受けているので、明確化するのは適切なところなんですが、今、大屋先生からご指摘いただいたようなことからここは「不合理な」ということで、残させていただきたいと思います。室岡先生からもそういうことでも構わないというご指摘をいただいておりますので。もう1つ室岡先生からいただいている点としまして、次の4ページの③ですけれども、アテンションという概念についてです。現在は関心というのをアテンションと言い換えているんですが、室岡先生からはこれは括弧を取って、関心・アテンション等というふうにしてはどうかと、ここには関心=アテンションということでは、必ずしもないということで概念整理をしていただいていると思うのですけれどもいかがでしょうか。このアテンションという言葉、概念というのをどう使うかということだと思うんですけれども。

○大屋雄裕構成員

本当はだから日本語としてイコールなものは多分注目ですよね。

○沖野眞巳構成員

自身の時間、あるいは注目。

○大屋雄裕構成員

なんだけどただそのあたりは、いろいろ考えられるので、関心・アテンションでもいいと思います。

○沖野眞巳構成員

ありがとうございます。山本先生、何かこの点ございますか。

○山本龍彦構成員

特にこだわりはないです。

○沖野眞巳構成員

ありがとうございます。多分ここは、注目というと日本語として、自分の注意を振り向けるという、そういうことだと思うんですけども。

○大屋雄裕構成員

アテンションエコノミーの問題としてはそれなんんですけど。

○沖野眞巳構成員

そうですね。アテンションエコノミーという話があるのでアテンションという表現は出したいだけど、関心と言ってしまっていいかというところが多分、室岡先生からのご指摘で、関心というともうちょっと強い感じもするので、どうですかね。

○大屋雄裕構成員

関心・アテンションで。

○沖野眞巳構成員

そうですね。

○大屋雄裕構成員

あんまり等を増やすのもなんだからそれでいいんじゃないですか。

○沖野眞巳構成員

等はもう無しで関心・アテンションということでお願いしたいと思います。

○小塚莊一郎構成員

その下はどうするのですか。情報・時間・関心。

○沖野眞巳構成員

ここも・アテンションとしてしまいましょう。本当は3つで関心・アテンションで1つかもしれないけども。その辺りは、上に書いてあるからいいことにしましょう。

○小塚莊一郎構成員

はい。

○沖野眞巳構成員

それでいいと思います。私の方で念のため確認したいと思いましたところが、戻りまして恐縮なんですけれども、3ページの2の(1)の①で、消費者法の局面かどうかという中で、2つ目の段落、前者の、事業性に着目した非事業者としての消費者を捉えるときにはその劣位性と、それから自然人性ということがメルクマールではないかというので、なお書きですけれども、劣位するものが自然人でない場面は、競争法の射程範囲と考えられると、劣位というのが非事業者性に着目したときに、問題となる情報とか交渉力とかその他の点での劣位性あるいは脆弱性ということなんですけれども、競争法の場面と捉えられるというのは、そうかなと思うんですが、それだけなのかというのも気にはなっていまして、つまり、企業体になつていればもう全部消費者法から外していいのか。実質個人事業者といった話はあつたり、そこに消火器を売りに行くとかですね、小さな事務所に電話リースの勧誘に行くとかいうのはやっぱり消費者法の問題で、拡張するかが言われています。例えば消費者契約法は自然人に限定しているので直接には該当しないのだけれども、同

じ要素を捉えて準用するとか、そういう話がありますので、こう言い切っていいかです。

○大屋雄裕構成員

もう競争法の前に主にと入れればいいと思います。

○沖野眞巳構成員

そうですね。ありがとうございます。主に、を入れるというので解決しました。

○大屋雄裕構成員

大体そうでしょう。

○沖野眞巳構成員

そうですね。主にとか基本的にとか。主いで。そうすると余地が出てくるかと思います。ありがとうございます。それではそれ以外のところを含めた 2 全体ではいかがでしょうか。（2）の事業者の多様性の考慮、対象主体の広がり、国等の役割という部分。ちょっと広いですが、ご指摘いただくところがあるでしょうか。

○小塚莊一郎構成員

急に広がりましたね。

○沖野眞巳構成員

ちょっと広げすぎですか。

○小塚莊一郎構成員

いえいえ。2 全体についていくつかいいでしょうか。

○沖野眞巳構成員

はい。

○小塚莊一郎構成員

はい。まず最初に今議論をしたこの（1）の①ですね、消費者法のところで、小さな話なのですが、3 行目で、消費者の幸福を客観的価値も含めて実現するという消費者法の目的に照らせばと書いてあるのですが、これは消費者法をこうしていこうと我々が言っているのであって、今現在の消費者法は、必ずしもそうではないと思うので、これは「消費者の幸福を実現することを消費者法の目的とするのであれば」とかですね、何か新しい考え方ではというニュアンスを出してほしいというふうに思いました。それが 1 点目です。それから 2 点目は、（2）の方に進ませていただきまして、（2）①のグラデーションのある規律、これは非常に重要なことです。その中で第 1 段落ですが、優良な事業者との関係で事業者が不適切な状況を是正することを許容し、評価する仕組みを取り入れる。これもちょっと言葉を補わないと初見ではわかりにくいかなど。優良な事業者の関係では、不適切な状況を是正すれば足りると考えられ、そのようなことを許容し評価する仕組みを取り入れることが有益だということだと思うのですね。ちょっと直接的な表現での提案ではあり

ませんが、そういうワンクッションがあった方がわかりやすいかなと思いました。それから次に（3）の①ですが、対象主体の広がりの話で要するに未成年の子供などについてということですが、5ページ目にかかる部分で、典型例としては、取引当事者である消費者の養育下にある未成年の子供と書いてあるのですが、典型例なのかなと、ここはあまり無制限に広げてはいけませんよという議論をしているのですよね。未成年の子供あたりで止めておきましょうというニュアンスだと思うので、典型例だとするとその他にもいろいろ広がっていくというむしろそういうニュアンスで私には読めたのですね。国語の感覚の問題かもしれませんけれども、どうでしょうね。典型例としてはではなくて、未成年の子供を中心として考えていくべきであるとかですね。そんな言い方が良いかなというふうに感じました。それから（4）までちょっと進ませていただきまして（4）の①の終わりのところですが、ページで言うと6ページにも入っていますね。トラストアンカーとしての国の役割、大事なことではあるのですが、こういう役割を国、行政が積極的に担っていくことが求められると、これはかなり強いメッセージだと思います。その次の②を読み始めると、しかしそれを国のみに委ねてよいかという議論が出てくるので、ちょっとこの①の最後は強すぎないかなと。環境整備する役割を国が積極的に担っていくことも考えられるべきであるとかですね、それぐらいにして、ただ国だけではないという次の文章に繋がった方がよいかなという感じがいたしました。

○大屋雄裕構成員

「積極的に」を削るということですか。

○小塚莊一郎構成員

そうですね。

○大屋雄裕構成員

担っていくことが求められる。それは必要なので良いでしょう。

○小塚莊一郎構成員

そこはいいと思います。ただ何でしょう、まあそうかもしれませんね。はいそうかもしれません。

○大屋雄裕構成員

あと先ほど出てきた未成年のところは、これはちょっと難しくて、本当にどこに落とすかではあるんですけども、例えば話題になっている宗教関係の話だったりすると主たるブレッドウィナーに依存している家族っていうのは青年だろうが未成年だろうがやっぱり影響受けちゃうよねって話があり、あとはこれをどこまで認めるか大問題なわけですけど、老後の人たちで高齢者が財産を蕩尽することによって、その人の生計を維持することを担わされる子供世代っていうものが影響を受けるよねって話もある。そうするともちろん未成年の子供っていうのは直球で当たるわけですけれどもそれだけじゃなくって、結局どこまでやるかってそれ自体は非常に大きな政治的なディベートの問題だと思いますけれども、やっぱりちょっと広めに読めるように残しておいた方がいいんじゃないかなという気はします。だから典型例としてという表記の方がいいのではないかと私は思います。

○小塚莊一郎構成員

よろしいですか。実質の問題については大屋先生の言われることに異論はないです。私の疑問はむしろ無制限に拡大するべきではなくと言っておきながら、その後で典型例としてというところが、文章があちらに行ったりこちらに行ったりしている気がするのですね。ですから、書き方の問題があるかもしれません。例えば典型例を最初に出して、典型例としては未成年の子供だけが考えられると先に出しまって、その後で対象を無制限にすることは問題であるという文章を持ってくると、具体的な限界についてはここで書かなくて、政策的に別途議論してくださいと投げてしまう。それでもいいのかかもしれません。

○大屋雄裕構成員

仰るよう前後を入れ替えるわけですよね。だから段落自体を典型例として、その典型例としては当事者である消費者の養育下にある未成年の子供が考えられるが、消費者の延長として消費者法がその対象主体を拡張する余地があるとしても、無限定に拡大するべきではなく一定の範囲で考えるべきであると。

○沖野眞巳構成員

ありがとうございます。よろしいでしょうか。直近のものからいきますと、あるいは前の段落に、「その典型例としては」と付け加えていいかなというふうに思いました。考慮する余地があると考えられる。その典型例としては、これこれが考えられる。段落を変えて、「もっとも」と、で一定の範囲内で考えるべきである、で切ると収まりがいいかもしれません。それから先に最後の、国がどこまで担っていくかという点ですが、これは積極的に担っていただきたいんじゃないかという気もしますけれど、国だけが専一で担う話ではないので、国だけではないけれども、よりこちらの方にも、積極性を持って、というところはあってもいいのかなと。役割もとか、それだけじゃないけれどもそういう役割も考えてくださいというあたりだろうかなと思いましたけれども。

○山本龍彦構成員

具体的にどういうことをここでイメージしているのでしょうか。ここで求められる役割として、トラストアンカーというのは何となく頭でイメージできます。ただ、具体的に、例えばフェイクニュースみたいなものとか、ステルスマーケティングみたいなものとか、そういうところまで射程に入っているのかどうか。要するに、有象無象の情報が飛び交っていて、その真偽を判断することのコストが消費者にかかっている。そのときに国がそのコストを縮減しようという。そこでは具体的に何がイメージされているのかなと。憲法学的に言うと、情報の真偽とか情報の内容を政府がチェックをするというのは、表現の自由との関係が出てくるので、情報の真偽などを政府が積極的に評価するというのはリスクがあるのですね。具体的にここで言わんとしていることが何かによって、表現の自由を考慮しながらといった文言を入れるとか、そういう配慮が必要なような気もしました。また、内容を直接政府が評価しないのであれば、逆に、もうちょっと積極的な感じで入ってもいいような気もいたしました。そういうわけで、具体的なイメージがどういうものなのかが気になりました。

○沖野眞巳構成員

資料2の39ページがそれなのですけれども。

○大屋雄裕構成員

情報発信主体の信用性担保とか情報発信者の真正性の確認っていうのが一番中心に置かれているので典型的には登記ですよねそれこそ。要するに法人が実在することとは登記で証明しているんだから、公信力はないことになっているんだけど、そういう機能があるし、あとはだからその特定の消費者団体についてただそれが実在していることとかそれがちゃんと活動していることを認証しているわけですよね。認証というか確認しているわけですよね、特定適格消費者団体制度とかですね。そういう話をしている。ちょっと引っかかるのはだから「情報や」と最初3文字あるので、そうするとさっきのファクトチェックとか、フェイクニュース対策のようなものが入ってくるようにもなる。だけどそれは確かに表現の自由の問題に関連しちゃうんですよ。そうすると「情報や」の方がいいかなというとこだと思います。

○沖野眞巳構成員

6ページの、①の2行目の「情報や」ですね。

○山本龍彦構成員

そうですね、情報を直接審査し確認するっていうのは。

○大屋雄裕構成員

ありえなくはないんだけど、それはデリケートだって思うんです。後ろ2つは、間接規制なんですよ。あくまで団体が実在することとか、それが一定の条件を満たしているということだけを確認しましょう。

○小塚莊一郎構成員

元の宍戸先生のスライドを見ると消費者版テクノロジーマップとかメディアとの連携ということを書いておられますね。間接的な方ですよね、これは。情報そのものではないですね。情報を出す人をマッピングしている。

○沖野眞巳構成員

そうするとどうでしょうか、6ページの2行目の「情報や」というのは削除しまして、最後の行の整備する役割「も」ですかね。

○山本龍彦構成員

最初感じたのは、例えばフェイクニュース対策とかはファクトチェック団体などがあるし、例えばボットみたいなもので実際存在しない人がいろいろとマーケティングしたりとか、そういうステルスマーケティング対策というのは、場合によっては、例えばプラットフォームなどが積極的な役割を担うことも出てくるのかなと思います。そうすると環境整備する役割を「国も」という表現なのかなと。

○沖野眞巳構成員

主体として、役割がいろいろに加えられるというよりは、役割は担うのだけれども、国「も」になるということですね。その場合、「積極的に」はどうですか。

○山本龍彦構成員

そこはそのままな気がしましたけども。

○沖野眞巳構成員

ありがとうございます。それではこの部分は、2行目の「情報や」は切って最後の「整備する役割を、国も積極的に担っていくことが求められる。」そうすると、小塚先生のおっしゃった国だけなのがということで、②にもうまく繋がるように思います。室岡先生もよろしいですかね、ここは。ありがとうございます。それでは、小塚先生からさらにご指摘いただいた点がこの2について2つあります。それから、室岡先生からも、プラットフォームのところでご指摘いただいている点がありますが、山本先生の時間が限られているので。

○山本龍彦構成員

今日の予定、実はキャンセルになったので、このまま参加します。最初に申し上げればよかったです。大丈夫です。

○沖野眞巳構成員

大丈夫ですか、ここで山本先生がご退席だと先にご発言をいただきかなくてはと思ったんですけど。では続けさせていただきたいと思います。小塚先生が御指摘くださった後の2項目のうち、先に1つ目の方です。3ページの2の(1)の①で、2行目から「しかしながら消費者の「幸福」を客観的価値も含めて実現するという消費者法の目的に照らせば」というところが、まさにそれを目的とすべきだということを考えているので、「ということを目的にするのであれば」という形などにしてはどうかということなんですが、よろしいですか。どちらかというと「目的とする以上は」とかいう形も考えられますが。「するのであれば」とするとしなくてもよいというニュアンスが出るとどうかな。「実現することを消費者法の目的とする以上は」ぐらいでよろしいですか。強いですかね。

○小塚莊一郎構成員

私は構いませんが、先生方は。

○沖野眞巳構成員

ではよろしいですかね。中身は変わらなくて、適切に表現しているかという問題ですので。それでは次の(2)の事業者の多様性の考慮というところで①、その中で1段落目のところの最後の「優良な事業者との関係で」というところがわかりにくいのではないかというご指摘をいただきました。それから「許容し」という表現も、やや引っかかるところがあるかもしれません。優良な事業者との関係で、事業者が不適切な状況を是正すれば足りると。優良な事業者との関係では、事業者が不適切な状況を是正すれば足りると考えられ、それを許容し評価する仕組みを取り入れることが重要でありそのことは、と言葉を繋いでいくというご指摘でしたでしょうか。

○小塚莊一郎構成員

はい。今沖野先生がまさに迷われたように、「不適切な状況を是正することを許容し」とは何なのかということですね。これは要するに、優良な事業者の場合はいきなり制裁的なことにならなくてもよいのではないかという考え方ですよね。ですからそう書いてもよいのかもしれませんね。優良な事業者との関係では、常に制裁を課すのではなく、事業者が不適切な状況を是正することを許容し評価する仕組みを取り入れることが考えられるべきであり、それは優良な事業者が消費者法の整備の足かせとなることを防ぐ効果も持つと考えられる、とかですね。その後半もちょっと違うことを言っていますね。後半はそういう立法過程で優良な事業者が細かいことにこだわるという話なので、その話も確かにあったのですけれども、まずは消費者法の問題として制裁だけでなく是正を許容するという仕組みを取り入れることが有益であると考えられると。そのことにより、やはり「立法過程で」と入れた方がいいと思いますね。立法過程で、優良な事業者が消費者法の足かせとなることも抑止する効果があると考えられる。そんな感じでいかがでしょうか。

○沖野眞巳構成員

ありがとうございます。この一文に多くが盛り込まれすぎているんですね。山本先生、お願ひします。

○山本龍彦構成員

私もこここの3行が少しわかりにくいなとは小塚先生と同様、思いました。例えば「優良な事業者との関係で」、という言い方ですけど、別に、「優良な事業者については」不適切な状況を是正する、要するにある種の裁量というものを認めていいんじゃないかなというふうに理解した方が、理解しやすいように思いました。それから、「足かせ」という言葉ですが、優良な事業者が何か良くない感じに捉えられているので、別の言葉を使った方がいいような気はしましたね。立法過程という言葉を入れれば少し和らぐのでしょうか、「足かせ」だと優良事業所を何か責めている感じがするので、別の言葉を入れた方が、意味としても通じやすいのかなという印象です。

○大屋雄裕構成員

法整備に懸念を示すとか、そのくらい。

○山本龍彦構成員

そうですね。

○大屋雄裕構成員

強い懸念を示すと。

○小塚莊一郎構成員

そうなのですからね。でもそれを書いたら、優良な事業者は、自分たちは別に消費者法に懸念など持っていないと言いますよ。

○沖野眞巳構成員

そういうことをやられると健全な事業の促進にむしろためにならないというような話もされるので、懸念は懸念なのかなという感じはするのですけれども、まず行きましょう。優良な事業者との関係については、先ほど常に制裁を科すのではなくというのを入れていただいたんですけれども、そういうことですね。後の方の関係で、常に制裁を科すのではなく事業者が不適切な状況を是正することを許容し評価する仕組みを取り入れることが、有益である。そのことは、立法過程において優良な事業者が、消費者法の整備に対して、優良な事業者との関係。

○大屋雄裕構成員

抵抗するって言いたいんだけど、ちょっと語弊があるかな。

○沖野眞巳構成員

強すぎるかもしれませんね。抵抗感とか懸念とか。

○大屋雄裕構成員

消費者法の整備が抵抗感を軽減することにも繋がる。

○小塚莊一郎構成員

あるいは消費者法に強い規制を導入することに賛成・協力的になると。プラスの言い方をすれば。

○沖野眞巳構成員

どっちからいうかですかね、強い規制になるとまたちょっと問題かもしれません。

○小塚莊一郎構成員

先程の規制問題も出でますね。

○山本龍彦構成員

大屋先生がおっしゃったような感じで良いのかなとは感じました。

○沖野眞巳構成員

「そのことは、優良な事業者が立法過程において、消費者法の整備に抱く懸念や抵抗感を抱くことを軽減することに繋がる。」では、そのような形としまして、日本語としてどうかというところがあるようでしたらそこは少し考えたいと思います。もう一つですね、室岡先生から（3）対象主体の広がりのところの②プラットフォームの話として、1段落目ですけれども、一番最後のところです。こういうことが考えられる、特に消費者の意思決定に強い影響力を有する者を中心に消費者法での対応を検討していく必要があるという、ここに、「健全な取引を促進する形で」というのを入れてはどうかというご提案をいただいている。健全な取引の促進というのはこのときには特に重要なのでということではないかと思いますけれども。そうしますと具体的には、プラットフォームや提供するものなににが考えられるが、特に消費者の意思決定に強い影響力を有する者を中心に、健全な取引を促進する形で、消費者法での対応を検討していく必要がある」という形になります。この部分

はよろしいですかね。ありがとうございます。本当に細かいことですけれど、最後のこの段落のまたいわゆる CtoC 取引、それ自体は、考え難いのだけれどもかかる状況を創出しているプラットフォームによる規律やプラットフォームに対する規律というのは、プラットフォーム自身によるというものと、プラットフォームに対する規律ということで、プラットフォーム自身とか入れてもいいですかね。あるいは「による」と。「による」と「に対する」との対比がややわかりにくいかなと思いましたので、あるいは点をうつとか。自体によるという表現で示してはどうかと。それでは2はこれで一通りです。次に、3の消費者法に何が必要かというところに進みたいと思います。ここは、まずデジタル化の進展のところが1つですね。それから、消費者、多様化等ですね。1つずついきましょうか。1つずついきましょうかと言いましたが、3全体についてご指摘をいただく点があつたらお願ひしたいと思います。よろしいでしょうか。

○小塚莊一郎構成員

そちらから行かれますか。

○沖野眞巳構成員

3についてであれば大丈夫です。

○小塚莊一郎構成員

はい。てにをは的なところいろいろあるのですがそれは後日ご連絡するとして、まず3の（1）①のも2段落目ですが、「もっとも、技術はこれを適切に構築することで安全公正な取引を担保することにも寄与するものである」というのも、確かにそういう議論もあるのですが、ちょっとこれも、唐突感があるといいますか、しかもこの段落のその次に「他方で」と言って、結局、消費者の脆弱性の話に戻っているのですよね。前の段落で技術によって法が押しのけられてるという話があって、この段落のメインは、消費者の脆弱性というのは、デジタル取引における消費者の脆弱性という話で、この「もっとも」の一文が、何か取つてつけたように書いてあるのが非常に気になりますし、別なところで書くなら書いてもいいと思いますがここにあってもあまり有効ではないのではないかという印象を持ったというのが1つ目です。この文章の流れが非常に悪いということですね。それから2つ目ですが、これはどうでもいいと言えばいいのですが、（1）の終わりのところ8ページ目の中頃ですが、生成AIの話について、注視すべきであるということが書いてありますけれども、これを書いて何か意味があるかという気がする反面で、書くのであれば、政府の取り組みが始まっている。ですから消費者法もその中で対応するべきであるというぐらいのことを書くのであればむしろ書いた方がよいと思います。大屋先生と私が出ているこの間の会議ですと先に知財とかそういう話が進んで、一番最後に消費者法の対応もしますよという議論が出ていたのでおそらくそういうロードマップの中で対応するということではないかと思います。3点目ですが、（2）の②の取引の国際化への対応という中で、第2段落の終わりの方に「準拠法に関する消費者法としての規律の在り方を検討すべきと考えられる」というのですが、法律家的には何を言っているかよくわからない文章で、おそらく言わんとすることは、消費者法を私法の特別法として捉え、準拠法のアプローチで考えるという規律の在り方を再検討すべきであるということを言いたいのだと思いますが、ちょっとここは

きちんと、一応全員が法律家であるという委員会の性質上ですね、きちんとした表現にしたいというふうに思っております。

○大屋雄裕構成員

一応室岡先生は違いますね。

○小塚莊一郎構成員

そうですね。室岡先生も法律家扱いしていますね。一番法律家のなのではないかと思いますけど。

あと2つですけれども、4つ目はですね今度（3）②の消費者契約法の話のところで、「私法の三層構造から脱却し」という言葉がいきなり出てきて、これもそもそもこれだけではわからないというのと、前回も同じ話をしたような気がしますが、こここのポイントは、消費者契約法を民法の特別法としてのみ位置づける考え方から、「のみ」が大事なところですが、そこから脱却するということだと思いますのでそこをやはり強く書きたいというのが私の気持ちです。それから最後ですが（3）③のそういう被害・損失をリカバリーする制度の中で、AIの話が出てきて、「AIが誰かの瑕疵に帰し難い損害」という言葉はこれも何を言いたいのか正確な表現にした方が良いかなと思います。いずれの自然人・法人にも帰責できないような形でと、多分そういうことなのだと思います。そこははっきり書いた方がいいと思います。以上です。

○沖野眞巳構成員

ありがとうございます。最後の方から行きたいと思います。11ページの今の点は、他方でAIが誰かの瑕疵に帰し難いと。瑕疵というのがちょっとわからないですね。途中でおっしゃった過失かもしれません、AIが、いずれの主体にも、帰責することができない損害でよろしいですか。

○大屋雄裕構成員

帰しがたい、要するに決めちゃうことはできるんだけど、決め事として。そういうことではないんです。

○小塚莊一郎構成員

そうか、AI使用者の無過失責任を導入すれば。

○大屋雄裕構成員

決めちゃえるんだけどそうじゃないでしょう。つまり、その決め事の前の本質の問題として、帰責が難しいんだよねという話。

○小塚莊一郎構成員

そうか、そういうことか。

○沖野眞巳構成員

そうすると内容を確認した上で表現として適切な形になっているかというところですね。他方でAIは。

○大屋雄裕構成員

だから、誰かの行為過失に帰し難いでいいんじゃないかな。

○小塚莊一郎構成員

単純に瑕疵は過失のミスだということですかね。

○沖野眞巳構成員

瑕疵に帰し難いというのが確かにわからないですね。

○大屋雄裕構成員

そのものも過失でいいんじゃないかな。

○小塚莊一郎構成員

法的な意味における過失なのですかね。それとも、より緩い意味でなにかこう。

○大屋雄裕構成員

より緩い意味だと思いますよ。

○小塚莊一郎構成員

そうですよね、緩い意味ですよね、多分これは。あるいは人間の行為、人間の作為・不作為に帰し難い。

○大屋雄裕構成員

誰かの行為・判断とか。

○小塚莊一郎構成員

なるほど。

○沖野眞巳構成員

すいません、改めて見たときに、この文章ですけれども、AI が損害を生じさせることですよね、まずここは。損害を生じさせるのですが、損害は2つあって、誰かに帰し難い損害とか、統計による推定の誤謬によって、不可避的な損害を生じる、2つの損害を生じさせることを見なければいけないということです。あとは統計による推定の誤謬というのが、具体化しているのですけれども。

○小塚莊一郎構成員

それは実は誰かの行為に帰し難いことになるのですよね。

○沖野眞巳構成員

そういう感じがするんですね。

○大屋雄裕構成員

やっぱりこれは統計による推定の誤謬だけではなくて、要するに複数の主体の重

畳的な影響によって生じたやつがあるので。

○山本龍彦構成員

統計による推定の誤謬などっていう最初に入れて、AI が。

○大屋雄裕構成員

統計による推定の誤謬などにより AI が特定の者の行為か判断しがたい損害を不可避的に生じさせること。

○沖野眞巳構成員

大屋先生が最後にまとめてくださった形ですと、「他方で、統計による推定の誤謬等により、AI が特定の者の行為・判断に帰しがたい不可避的な損害を生じさせること」というような形でここは修文をお願いしたいと思います。それではちょっと戻りまして、順番にいきますと、10 ページの②の消費者契約法の可能性ということで、三層構造、これが要するに特商法などがあり、民法とより個別の法の間にある、そのようなものだということだけではなくてということですね。

○大屋雄裕構成員

小塚先生がおっしゃった修文案で良いのではないでしょうか。

○沖野眞巳構成員

消費者契約法について民法の特別法としてのみ位置付けることでしょうか。

○小塚莊一郎構成員

はい、そうですね。私法の三層構造から脱却し、はそれでよいのかもしれない。私法の三層構造から脱却し、民法の特別法としてのみ位置付けるアプローチを改めて、ですかね。そして、消費者の脆弱性に正面から向き合い、と。

○沖野眞巳構成員

そうですね。私法におけるその消費者契約の一般法であるというそこの私法の中の構造の中にのみ位置づけるんじゃなくてということですね。私法の三層構造って何ですかという問題は残るんですけども。

○大屋雄裕構成員

その言葉がどのぐらい普通にわかるんですか、私はわかんないけど。

○沖野眞巳構成員

私法の人はわかるのですけれど。

○大屋雄裕構成員

わかるのであればそれでいいです。

○沖野眞巳構成員

結局は、消費者契約法は、私法における、私法としての消費者契約の一般法とい

うのは、民法と個別法の間に位置する。そういう性質だということを強調され過ぎるんだけれども、ここでいうのはむしろ私法の観点からのみ捉えるということの問題で。

○小塚莊一郎構成員

そうなのですよね。

○沖野眞巳構成員

そうですよね。そうだとすると、あまり三層構造かどうかとかは気にしなくて、私法ということのほうですね。民法の特別法としてという位置づけのほうですね。

○小塚莊一郎構成員

そういうふうに位置付けることから脱却し、ですか。

○沖野眞巳構成員

おっしゃる通り、最初の大屋先生の、民法の特別法としてのみ位置づけることから脱却するというか、それを強調するということからかもしれませんけれども。今も、消費者団体の差止請求とかその認定とかが入っており、ああいうのが民法の特別法なのかという問題はあるのですけれども、だけど私法だということを非常に強調するので。

○小塚莊一郎構成員

私法の特別法にしますか、民法の特別法というのを。

○大屋雄裕構成員

それは難しい問題ですね。私法はより効力が弱いので。

○沖野眞巳構成員

そうですね。私法、特別法という言い方は何かと比べたときの特別なものなので。

○大屋雄裕構成員

民法があるから、その特別法なのですよね。

○沖野眞巳構成員

「民法の特別法としてのみ位置づけることから脱却し」、でよろしいですかね。あるいは「民法の特別法としてのみ位置づけるアプローチから」。

○小塚莊一郎構成員

気になるのであれば実体規定をとか書けばいいのですけれども、そうすると脱却した後で出てくるものは何なのだということで。

○大屋雄裕構成員

後ろにある通り、取引を幅広く規律する新たな姿（法形式も含む）ってやつで。

○小塚莊一郎構成員

そうすると結局、例えば適格消費者団体の訴訟という話の、バリエーションみたいなものも出てくるかもしれませんから。

○沖野眞巳構成員

脱却するというのは、消費者契約の一般私法であるということばかり強調することからですよね。

○大屋雄裕構成員

具体的にはもう2つぐらい下の段で、民事・行政・刑事にまたがる規律の在り方を検討すると。

○小塚莊一郎構成員

要するにそういうことなのですよね。

○沖野眞巳構成員

「その私法性の強調から脱却し」とかは、言い過ぎでしょうか。私法としての意義というのも一方では。

○大屋雄裕構成員

私法なのは間違いない。

○沖野眞巳構成員

そうなんですね。

○大屋雄裕構成員

だからと「のみ」というのが小塚先生おっしゃったように重要で。

○沖野眞巳構成員

そうすると、「民法の特別法としてのみ位置づけることから脱却し」、でいかがですか。位置づける見方から、あるいはアプローチから。

○小塚莊一郎構成員

見方と言えばそうか、条文はそうでない条文も入っているけれど。

○沖野眞巳構成員

見方がいいですね。見方とかアプローチとか、「民法の特別法としてのみ位置付ける見方から脱却し」。これがいいんじゃないかと思いました。ここはそのようにしていただきまして、次が、取引の国際化への対応の準拠法のところです。これは2段落目の最後ですか。「準拠法に関する消費者法としての規律の在り方を検討すべき」。そこがわかりにくいというか、正確じゃないんじゃないかということですね。準拠法という点もしっかりと考へることと直接適用の話と2つあったと思うんですけども。ここは準拠法の面をしっかりと考へるべきだという話になっているんでしょうかね。私法の特別法としてとらえ、その準拠法としての在り方、準

拠法ルールの在り方。

○小塚莊一郎構成員

準拠法のルールにより規律するという在り方ですね。

○沖野眞巳構成員

「…より規律するという在り方」ですね。ありがとうございます。ここは「観点で」まではそのままで、すいません、小塚先生、もう1回繰り返していただくことは可能ですか。

○小塚莊一郎構成員

いや、先程の会話をした後で私法の特別法とまた言うのかとちょっと今気になつてているのですけれども、一応、そのまま忘れて言うと、消費者法を、私法の特別法と位置づけ、準拠法として規律する在り方を検討するべきであると。

○沖野眞巳構成員

「消費者法を私法の特別法として位置づけ、準拠法として規律する在り方を検討すべきである」。

○小塚莊一郎構成員

在り方として、はおかしいか。準拠法選択のルールにより規律する在り方ですかね、正確に書けば。準拠法選択です。Choice of lawですよね。

○沖野眞巳構成員

Choice of law。国際私法、抵触法ですよね。おっしゃる通り全く Choice of law なんですけど選択というと主体が選択するようにも聞こえるので、フォーラムが選択をするんですよね。

○小塚莊一郎構成員

国際私法の用語として準拠法選択と言いますけれども、確かにそうですね。国内法の人間が読むとそう読んでしまうかもしれませんね。そうすると、何だろう。準拠法ルールにより規律する、ですかね。

○沖野眞巳構成員

さきほど山本先生からご指摘のあった点ですが、さらに規制、レギュレーション、ルール、スタンダードとあるのですけれど、ここは準拠法のルールとして規律する在り方。では、「消費者法を私法の特別法として位置づけ、準拠法のルールとして規律する在り方」。

○小塚莊一郎構成員

準拠法のルールにより、ですね。

○沖野眞巳構成員

「ルールにより、規律する在り方」についても検討すべきだ、在り方を検討すべ

きと考えられる。ありがとうございます。これは内実をよりきちんと書きましょうということだと思います。それから、8ページの（1）の最後ですけれども、生成AIについてですね、生成AIにそもそもここで言及するのか、多分ヒアリングのところではほとんど生成AIの話はなかったと思います。ただ、今非常に議論があって着目されているところなので、一般的には加えることがいいんだと思いますが、ただ、ここで加えるのかということと、加えるとすると、正直今はわからないということだけを書いていて、今後注意すべきときには、社会や制度の中でそれ 자체をどう捉えていくかに注意することといいのです。やや一般的な記述だけれども、どうかですね。

○大屋雄裕構成員

これはもう要するに、これを議論したときには論点になってないんだけどまとめるときにはなっていたので、無視したわけではないってことだけを書く。

○沖野眞巳構成員

生成AIは、ちょっと注意はしておく必要があることはわかっていますよということなので。

○大屋雄裕構成員

今おっしゃったように現時点では以降のところですが、見通せない状況であり、国際的な議論と、政府内部での検討を踏まえて、今後対応について検討する必要があるぐらいの感じなんじゃないですか。

○小塚莊一郎構成員

もう対応していくでいいのではないですか。

○大屋雄裕構成員

だから結局議論しているのでそれを待って考えますという趣旨のことを書けばいいんだという。

○小塚莊一郎構成員

ただ政府内のロードマップ的には、開発事業者の方から来て、ひとわたりガイドライン等が出たところで消費者法をやりますと言っているので、結構なハイペースみたいですよね。

○大屋雄裕構成員

すごい段階でね。我々を忙しくしますみたいなことをいわれましたが。

○沖野眞巳構成員

忙しくしていただいて、今のところは、やっぱりこの点に少し言及はした方がいいということで段落は残すということにさせていただきまして、見通せない状況でありという、この後を国際的な議論やですかね、政府内部での検討を踏まえ、今後の対応を検討していくべきである。それぐらいのことでしょうか。国際的な議論を展開しているし政府の検討もあるということぐらいで。

○大屋雄裕構成員

その状況はノーティスしていますということだけで良いと思います。

○沖野眞巳構成員

注意喚起的な、このことも考えなくてはねということぐらいで。ありがとうございます。それでは、戻りまして7ページですね、7ページの技術の役割についてです。ご指摘いただいたのは、2段落目の「もっとも」というのが間に挟まっているのだけれども、これが適切なのか。中身はいいんですけども、文の流れですね。それがこれでいいのかという。

○大屋雄裕構成員

第2段落第1文をですね、第3段落冒頭に移してはどうか。他方で、は消す。そうするとだから第1段落の方はリポート技術の摩擦や相続の問題が生じてきている。でそれを繋がる形でデジタル取引においては消費者の脆弱性で顕在化しがちであるっていう負の側面の話をした後で、もっとも技術はこれを判定して適切に構築することで安全に公正に取り組みを寄与するものである。消費者法は、こういう形で構築する必要があると考えられる。二転三転しなくていいよって。

○沖野眞巳構成員

ありがとうございます。おっしゃった二転三転問題が解決するように思います。繰り返しますけれども、2段落目を1文と他方でまでを削ってデジタル取引においてはで始めていただき、問題の指摘があって次にもっともということで、反転して適切に構築することで積極的な意味合いがあると。で、消費者法はと繋げていただいてその役割や可能性との関係で考えていくのが綺麗な流れのように思いました。どうでしょうか。よろしいですかね。それではとりあえず3のところまでは行ったということにして、問題の4です。

○山本龍彦構成員

すみません。7ページ、3の両括弧1の①の最後のところで、デジタルプラットフォーマーがゲートキーパーの役割を発揮することができる仕組みを構築することが必要とありますが、ゲートキーパーの役割を発揮するというのは、プラットフォーマーが、独占的・支配的な地位を発揮すべきというような感じで読めてしまったので、少し変えた方がいいかと思いました。要するに、プラットフォーマーがその責任を果たすための仕組みなのかなという気がしました。

○沖野眞巳構成員

ゲートキーパーという表現が、かなり特化したニュアンスをもたらすんじゃないかなということがまず1つありますか。

○山本龍彦構成員

そうですね。日本語で言うと「門番」ですよね。ここでいう門番っていうのがどういう役割なのかっていうことだと思うんですけど、ちょっと唐突感が。

○沖野眞巳構成員

短冊ですと、ゲートキーパーという言葉がどんな意味で使われたのかですね。適正な取引を確保していくためにそこでチェックをかけるというのが、ゲートキーパーという意味合いもあるようには思うのですけれども。

○大屋雄裕構成員

一般的な表現にして、1つ目はだからガバナンスシステムを政府が務めてくれみたいな話をしているわけですけど、ちょっと前に。デジタルプラットフォーマーが自ら適切な規律を実践することができる仕組みとか。

○山本龍彦構成員

そういうことですね。ゲートキーパーというのは、そんなにポジティブな意味としては使われない気がするので。

○沖野眞巳構成員

そうですね。ゲートキーパーという表現がいろいろなニュアンスを持ちうる、あるいは、人によって捉え方も違うということかと思いました。そうだとするとゲートキーパーという表現を使わないで表現した方がいいということですね。門番としてというのは、社会的責任としてそこで一旦遮断するだとか、そういう意味もあって、保険などでも保険会社に一種ゲートキーパーとしての役割を担っていただくとかそんな話もありうるかと思うのですけれども、ただ、いろいろなニュアンスがでそうです。小塚先生。

○小塚莊一郎構成員

議事録を見ると、高巣先生ですよね。デジタルプラットフォームの広告の話をしておられて、広告についてはプラットフォームがもう少し積極的にゲートキーパーとして関与してダークパターンを悪用するような広告は排除していくべきではないか、ここまで限定されるとそれはわかりますよね。

○沖野眞巳構成員

広告の適正化におけるゲートキーパー。

○小塚莊一郎構成員

ただその文脈を全部切り離したために、表現としてはやや適切でないかもしれませんね。

○沖野眞巳構成員

より広いというか、特化しない形で本来の趣旨を実現するとすると、デジタルプラットフォーマーが、自ら適切な規律を実践することができる仕組み。

○小塚莊一郎構成員

サプライチェーンの中で、サプライチェーンという言葉も物のサプライチェーンと捉えられそうですが、ここではそうではなくて広告のサプライチェーンのことを言っているのですよね。だから、「デジタルエコノミーのサプライチェーンの中で

積極的な役割」とかね。何かそういうふうに言った方がわかるかもしれませんね。

○沖野眞巳構成員

今出していただいているのは、デジタルプラットフォーマーが、デジタルエコノミーのサプライチェーンの中で、自ら適切な規律を実践し積極的な役割を果たすことができる仕組み。それでよろしいですか。大屋先生。

○大屋雄裕構成員

そこをだから消費者法によっての後で、外部からガバナンスシステムを強制するか、自律させるかって話をしているんです。だからそのデジタルサプライチェーンの話をするならそれはその前に出さないと。かかり受けの問題として。

○小塚莊一郎構成員

そうか。

○大屋雄裕構成員

消費者法によっての後にそれを加えればいいと思う。小塚先生おっしゃる通り。

○沖野眞巳構成員

そうすると、ガバナンスの、それを統合するような意味合いで積極的な役割を果たすことができるようになることがあるということですか。消費者法によって出てくるというのは。

○大屋雄裕構成員

消費者法によって何でしたっけ、デジタルエコノミーの。

○沖野眞巳構成員

デジタルエコノミーのサプライチェーンの中で積極的な役割を果たす。抽象的ですかね。

○小塚莊一郎構成員

ここで「消費者法」は両方にかかるのですかね。つまり外部からガバナンスシステムを強制するというのと、積極的な役割をしてくださいよと言うのも消費者法なのですね。

○大屋雄裕構成員

典型的にはだから、自己規律がちゃんとしてれば外部規制かけないみたいなセーフハーバー的なシステムが考えられる。

○小塚莊一郎構成員

そうかそういうことか。

○大屋雄裕構成員

そうするとだから消費者法によってデジタルエコノミーのサプライチェーンの中

で、デジタルプラットフォーマーが提供する取引環境に対し、ちょっと難しいな。

○沖野眞巳構成員

かかり方は消費者法によってガバナンスシステムを構築するというのと、自らデジタルプラットフォーマーが発揮できること、その仕組みを構築するという2つを構築することにかかっているんじゃないかなと思うんですけども。

○大屋雄裕構成員

やっぱりだから、下から2行目自体は、やっぱりデジタルプラットフォーマーが自ら適切な規律を実践することができる仕組みだと思うんですよ。

○小塚莊一郎構成員

なるほど。

○沖野眞巳構成員

どうでしょうか。元々はゲートキーパーが広告におけるというものを想定していわれたのですが、さらにもう少し一般化するとデジタルエコノミーのサプライチェーンの中で、自らが適切に役割を果たしていくことが求められるという話ですが。わかりにくいといえばわかりにくいのですが、「消費者法によって、ガバナンスシステムやデジタルプラットフォーマーが自ら適切な規律を実践することができる仕組みを構築することが必要になる」というふうに先ほど大屋先生が言ってくださった形のままでもよろしいですかね。

○小塚莊一郎構成員

確かに少なくともここには書かなくてもよさそうですね。入れるとすると、こだわりませんよ、こだわりませんけれども、入れるとするとむしろその前の部分で、圧倒的に拡大していることに鑑みれば、その提供者が果たす役割というここですね。

○大屋雄裕構成員

そこですそうです。

○小塚莊一郎構成員

鑑みれば、読点を打って、デジタルエコノミーのサプライチェーンの中で、その提供者が果たす役割は重要である、と。

○沖野眞巳構成員

そうですね。ありがとうございます。では、今の「鑑みれば」のところにむしろ、サプライチェーンの箇所にデジタルエコノミーにおけるサプライチェーンの中でというのを入れていただきたいと思います。そうしますと、今、一通り3を終えまして、最後4です。4につきましては、これがまとめ的な話であり、かつ、短冊を見てもほとんど前の短冊が重なっているので、あえて4としておくよりも、冒頭に要約として置いた上で具体的には以下の通りであるという形で置いたらどうかというので前回ご示唆いただいたのです。ただそうすると、要約だとするといろいろなものをここに盛り込まなければいけなくて、ここに書かれているものではちょっと足

りないということが 1 つはあります。もう 1 つには、要約は要約でいいのですけれども、冒頭に置くと、その具体的な中身が、まだ形も明らかになってない中で、こうですと言うと、逆にわかりにくいという問題もあります。そうしますと、必ずしも全てを書かなくても、最後に一言言っておくというような形で短冊はつけないで 4 にまとめとして置いたらどうかというのが今回のご提案になります。そういう位置づけでよろしいかということとここは特に室岡先生から、ご提案をいただいているので、そのご提案の説明をお願いしたいと思いますが、私の方で読み上げさせていただきましょうか。4 についてはこういう位置づけで、前回は違う形でということだったのですけれども、今のような位置づけで 4 をおくということでよろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは室岡先生からは、この最後の部分に、「配慮が必要である」というところに更に 1 つ加えて、「さらに、新たなイノベーション（デジタル技術や AI を含む）等による将来の消費者利益を阻害しないよう、健全な取引を促進する形で対応を検討していくことが重要である。」。健全な取引の促進ということが、もう一つの軸として他のところでも強調されている点なので、その部分、新たなイノベーション等による将来の消費者ニーズへの配慮ということを強調する文を一ついれてはどうかというご指摘をいただいている。室岡先生、改めてのご説明はよろしいでしょうか。

○室岡健志構成員

ありがとうございます。まさに沖野座長にご説明いただいた通り、特に AI を含むデジタル市場は、いま現在の消費者の保護を意識するあまり、将来の消費者利益を阻害するような過剰なレギュレーションを課してしまった懸念があります。あくまで、新たなイノベーション等による将来の消費者利益を阻害しないよう、健全な取引を促進する形で、消費者保護を検討していくことを、場所は一番最後でなくともよいのですが、何らかの形で入れさせていただければと存じます。

○沖野眞巳構成員

ありがとうございます。末尾へのご提案としていただいているが、位置は他のところでもいいということですけれども。内容として、この部分を加えてはどうかということですが、よろしいですかね。私も大変結構だと思います。その他、4 についてあるいは全体についてご指摘いただくことがございますでしょうか。

○小塙莊一郎構成員

趣味の問題かもしれません、最初に言ったことと同じで、この 4 も、一言背景を書いていただければと。つまりデジタル化とか高齢化等により、消費者概念あるいは消費者法が再考を迫られているとかですね。何か最初にそれが一言あって、新しい消費者概念と出てきた方がよいかなと思いました。

○沖野眞巳構成員

やや唐突なところがあるのでということですね。背景に一言言及する。最初は短冊方式の一つだったためにこんな感じになっているのですが、まとめであるとすると少しまとめ的な表現が要るんじゃないかということですね。ありがとうございます。今回、報告書についてご指摘いただいた点は大体表現も確定していただいたのでそれでいいかと思います。ただし、今まさに小塙先生が言ってくださった背景

についての説明といったことが必要ではないかという点については4の冒頭に表現を加えるということと、前文のような形で、この経緯だとか考え方というのを付け加えるということをしたいと思います。それらの点につきましては改めてメールで文章案をお示しして、そこに修正をするような形でお願いしたいと思います。それに対しまして、4の最初の部分を除く本文のところについては、本日で基本的に確定しそのほかまた気づいたことがありましたらそれについては、事務局で修正等をしていただいてメールなどで確認ということでお願いしたいと思います。それで本日の議事はこれで終了ということになるんですけどもここまで事務局の方よろしいですか。本日がこれで無事終わってよかったですという感じ、よかったですというのは少し違いますかね、無事終了ということになりました。閉会に当たりましては構成員の皆様から一言ずつご発言いただくということを予定しておったのですけれど。時間の関係もありますけれど、どうでしょうか。よろしいでしょうか。すいません、山本先生ありがとうございました。既にいろいろな姿勢ですか考え方はもうこれまでいただきましたので、構成員の皆様から一言ずつのご発言というのはおきました、これで終了というふうにさせていただきたいと思います。むしろ報告書のまとめの中の最初のはし書きというか前書きというか、そういう所で姿勢を示させていただくというのが総意ということになるかと思いますので、それではこれで本体部分は終わったということにいたしまして事務局からお願いをいたします。

○事務局

はい、それでは最後に、片岡総括審議官からご挨拶をさせていただきます。

○片岡総括審議官

非常に長い間に渡りまして、ご議論いただきまして、ありがとうございました。また非常に難解な報告書をですね、読み解いていただいて非常にわかりやすくなるのではないかと期待をしておりますけれども、今回、この報告書の中身を見ましてですね、法律のハードだったりとか、あるいはソフトの部分もしっかりと全体を組み合わせてやらなければいけないということでご提言いただいているわけですけれども、消費者法の世界を離れて普通の世の中、経済・社会で起きていることを考えてですね、デジタル化であったり、IT革命であったり、グローバリゼーションということで、社会の構造はかなり変わってきてます、中間層が没落して二極化が始まったりとかですね、いろいろなことがあって、社会全体の仕組みを変えていかなければいけないという議論がある中で、おそらく消費者法もそういう意味では同じような背景の中にあるのだろうと思いますし、経済・社会の分野でもおそらくその国家の規制をどうするのかという話だったり、市場をどうするんだけみたいな話とか、あるいは最近、コミュニティもやっぱり大事ではないかという議論があつて、そういう中でこの報告書を読ませていただくと、まったく同じだなというふうに思うわけですね。規制はどうするんですか、ソフト面はどうするんですか、あるいはその消費者団体とか事業者団体の役割はどうするかといったことでは、おそらく全く同じ構造の中で議論されていくべき話なのかなと、そんな印象を持ったということでございます。それから最後ご提言いただいたように、まさに非常に広範な問題意識からご提言いただいているので、これをどう具体化していくかというのはおそらく大変な作業になっていくんだろうなと思っていまして、実は府内でも消費者庁の所管している法律全体をまず見直してみようじゃないかという議論も少し

ずっと今始めていますですね、今回の脆弱性という観点からどういうふうに変わるべきなのか、変えるべきなのかということも議論していこうという話をし始めているという状況にはなっています。それから、消費者という概念自体がもう少し生活者だというようなこともございまして、そうすると消費者庁って名前 자체変えていく必要があるんじゃないかという議論にも、これは実は昔からそういう議論はあってですね、消費者っていう概念はやっぱり狭いんじゃないかということで、我々が対象にしている消費者というのはたぶん将来世代も含めてということだと、たぶん今の生活者だけじゃないという意味で生活者というのも狭いという話もたぶん出てくるんだと思いますけれども、そういう議論であったりとか、あるいはA Iの話もございましたけれども、これは実は、小塚先生はご専門の方かもしませんけれども、実はPL法の見直しみたいな議論がやっぱり必要で、保険制度とかいろいろなこともありますけど、PL法本体そのものを見直していくべきじゃないかという議論にもやっぱりそういう話にもなっていくでしょうし、それからDPFに関しては実は昨日ですね、デジタルプラットフォーマーの製品安全誓約の署名式っていうのをやりまして、Amazonだったり楽天さんだったり、そういうデジタルプラットフォーマーさん自身がですね、いわゆる危険な物品がプラットフォームに出ている場合にですね、自らサーチして出品削除したりとか、あるいは関係省庁、規制省庁からの要請に基づいて出品削除するとかですね、そういうことにコミットしますというそういう安全誓約の署名式をやったわけです。これはまさに自発的な取組みということですので、まさに法律ではなくてソフトな話でそういう、まさに先ほどご議論いただいたようにデジタルプラットフォーマーの自主的な規律という話にもなってきます。これはおそらく運用していくと法律改正みたいな話にもなっていくと思います。そういう話がでてきたりとか、あるいは高齢者の話も随所に出てまいりますけれども、これについてもやっぱり高齢者被害はかなり消費者被害も多いもんですから、これをどのように減らしていくかという議論では関係省庁が一緒になって取り組むべきではないかとかですね、あるいは消費者庁で見守りネットワークみたいなものを構築したりしてはいるんですけども、そういうものをしっかりと整備していくべきじゃないかということ、実は今年度の白書でそういう提言があるんですけれども、そういう意味ではソフトの部分の話になってくるということかな思います。それから当然、消費者教育みたいな話も大事になってくると思いますので、まさに法律だけじゃなくていろんな仕組みをどうやって見直していくべきかっていうことが、この議論の中で、出発点としてこれからしっかり精緻化していくことが必要なのかなというふうに感じているところでございます。先生方にはおそらく今回でおしまいということではなくてですね、引き続き、我々の議論の状況をまた見ていただいて、アドバイスをいただくということもあるうかと思いますので、引き続き、末永くと言いますかお付き合いいただければと思います。どうもありがとうございました。

○事務局

以上をもちまして、消費者法の現状を検証し将来の在り方を考える有識者懇談会を終了いたします。先生方どうもありがとうございました。

以上